

令和4年度 文教委員会資料⑩

【議案第101号】

川崎市スポーツ・文化総合センター条例の一部を改正する条例の制定について

資料 川崎市スポーツ・文化総合センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

市 民 文 化 局

(令和4年8月30日)

川崎市スポーツ・文化総合センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後						改正前											
○川崎市スポーツ・文化総合センター条例 平成26年3月27日条例第6号						○川崎市スポーツ・文化総合センター条例 平成26年3月27日条例第6号											
別表（第10条関係）						別表（第10条関係）											
1 体育館利用料																	
(1) 施設専用利用料																	
種別			金額														
			午前	午後1	午後2	夜間	全日										
			9時～12時	0時10分～ 3時10分	3時20分～ 6時20分	6時30分～ 9時30分	9時～ 9時30分										
ア マ チ 大 体 育 ス 室 一 ツ に	入 場 料 を 利 用 す る よ う に	全 面 利 用 す る よ う に	9,160円	11,000円	12,420円	14,050円	41,750円										
ア マ チ 大 体 育 ス 室 一 ツ に	入 場 料 を 利 用 す る よ う に	半 面 利 用 す る よ う に	4,580円	5,500円	6,210円	7,020円	20,870円										
ア マ チ 大 体 育 ス 室 一 ツ に	入 場 料 を 利 用 す る よ う に	全 面 利 用 す る よ う に	27,600円	33,300円	37,370円	42,260円	125,580円										

改正後						改正前							
利 用 す る 場 合	徴 収 利 す る 用 場 合					利 用 す る 場 合	徴 収 利 す る 用 場 合						
そ の 他	興行に利 用する場 合	92,370円	111,420円	124,970円	141,260円	419,420円	そ の 他	興行に利 用する場 合	90,700円	109,400円	122,700円	138,700円	411,800円
の 催 物 に 利 用 す る 場 合	見本市、 商品展示 会その他 これらに 類するこ とに利用 する場合	36,870円	44,400円	49,800円	56,420円	167,640円	の 催 物 に 利 用 す る 場 合	見本市、 商品展示 会その他 これらに 類するこ とに利用 する場合	36,200円	43,600円	48,900円	55,400円	164,600円
集 会、式 典その他 に利用す る場合	集会、式 典その他 に利用す る場合	18,430円	22,100円	24,850円	28,210円	83,720円	集 会、式 典その他 に利用す る場合	集会、式 典その他 に利用す る場合	18,100円	21,700円	24,400円	27,700円	82,200円

改正後						改正前					
		る場合						る場合			
練習場	5,700円	6,620円	7,430円	8,450円	25,360円	練習場	5,600円	6,500円	7,300円	8,300円	24,900円
武道室 1	1,620円	1,930円	2,240円	2,540円	7,630円	武道室 1	1,600円	1,900円	2,200円	2,500円	7,500円
武道室 2	1,620円	1,930円	2,240円	2,540円	7,630円	武道室 2	1,600円	1,900円	2,200円	2,500円	7,500円
研修室 1	1,620円	1,620円	1,730円	2,130円	6,410円	研修室 1	1,600円	1,600円	1,700円	2,100円	6,300円
研修室 2	1,620円	1,620円	1,730円	2,130円	6,410円	研修室 2	1,600円	1,600円	1,700円	2,100円	6,300円
選手控室 1	1,010円	1,120円	1,220円	1,320円	4,270円	選手控室 1	1,000円	1,100円	1,200円	1,300円	4,200円
選手控室 2	1,010円	1,120円	1,220円	1,320円	4,270円	選手控室 2	1,000円	1,100円	1,200円	1,300円	4,200円
役員室 1	400円	500円	610円	710円	2,130円	役員室 1	400円	500円	600円	700円	2,100円
役員室 2	400円	500円	610円	710円	2,130円	役員室 2	400円	500円	600円	700円	2,100円
弓道場	入 場 料 を 徴 収 し な い 場 合	1回4時間まで 5,090円						入 場 料 を 徴 収 し な い 場 合	1回4時間まで 5,000円		
	入 場 料 を 徴 収 す る 場 合	1回4時間まで 30,550円						入 場 料 を 徴 収 す る 場 合	1回4時間まで 30,000円		
備考						備考					

改正後	改正前	
1 土曜日、日曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に大体育室、練習場、武道室 1、武道室 2、研修室 1、研修室 2、選手控室 1、選手控室 2、役員室 1 又は役員室 2（以下「大体育室等」という。）を利用する場合の施設専用利用料の額は、規定利用料の 2 割増相当額（10 円未満の端数は、切り捨てる。）とする。	1 土曜日、日曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に大体育室、練習場、武道室 1、武道室 2、研修室 1、研修室 2、選手控室 1、選手控室 2、役員室 1 又は役員室 2（以下「大体育室等」という。）を利用する場合の施設専用利用料の額は、規定利用料の 2 割増相当額とする。	
2 第 7 条ただし書の規定により同条の表に定める利用時間の変更がされた場合で当該変更に係る時間（午後 9 時 30 分から午前 9 時までの時間に限る。）に大体育室等を利用するときの施設専用利用料の額は、当該利用の許可に係る時間 30 分につき、利用日の夜間の利用時間の区分の規定利用料（前項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額）の 30 分当たりの額（10 円未満の端数は、切り捨てる。）の 2 割増相当額（10 円未満の端数は、切り捨てる。）とする。	2 第 7 条ただし書の規定により同条の表に定める利用時間の変更がされた場合で当該変更に係る時間（午後 9 時 30 分から午前 9 時までの時間に限る。）に大体育室等を利用するときの施設専用利用料の額は、当該利用の許可に係る時間 30 分につき、利用日の夜間の利用時間の区分の規定利用料（前項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額）の 30 分当たりの額（10 円未満の端数は、切り捨てる。）の 2 割増相当額（10 円未満の端数は、切り捨てる。）とする。	
3 午前、午後 1、午後 2 又は夜間の利用時間の区分内における大体育室等の利用の許可に係る時間が当該利用時間の区分の時間に満たない場合の施設専用利用料の額は、当該利用の許可に係る時間 30 分につき、当該利用時間の区分の規定利用料（第 1 項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額）の 30 分当たりの額（10 円未満の端数は、切り捨てる。）とする。	3 午前、午後 1、午後 2 又は夜間の利用時間の区分内における大体育室等の利用の許可に係る時間が当該利用時間の区分の時間に満たない場合の施設専用利用料の額は、当該利用の許可に係る時間 30 分につき、当該利用時間の区分の規定利用料（第 1 項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額）の 30 分当たりの額（10 円未満の端数は、切り捨てる。）とする。	
(2) 設備専用利用料	(2) 設備専用利用料	
種別	単位	金額
舞台設備（移動ステージに限る。）	1 式 1 日	50,920円
舞台設備（移動ステージに限る。）	1 式 1 日	50,000円

改正後			改正前				
舞台設備（移動ステージを除く。）	1台、1本その他1単位 1日	2,030円	舞台設備（移動ステージを除く。）	1台、1本その他1単位 1日	2,000円		
放送設備	1式、1卓、1本その他1単位 1回	5,090円	放送設備	1式、1卓、1本その他1単位 1回	5,000円		
スポーツ設備	1組、1台、1枚その他1単位 1回	1,010円	スポーツ設備	1組、1台、1枚その他1単位 1回	1,000円		
その他設備	1キロワットその他1単位 1回	1,520円	その他設備	1キロワットその他1単位 1回	1,500円		
備考							
1 本表においては、午前、午後1、午後2及び夜間をそれぞれ1回として扱う。ただし、全日の利用時間の区分を単位として利用する場合は、3回として扱う。							
2 午前、午後1、午後2、夜間又は全日の利用時間の区分を単位として利用する場合以外の場合は、3時間までごとに、1回として扱う。							
(3) 冷暖房設備専用利用料							
種別	単位	金額	種別	単位	金額		
冷暖房設備（大体育室）	1時間	4,880円	冷暖房設備（大体育室）	1時間	4,800円		
(4) 個人利用料							
種別	金額			金額			
	午前	午後1	午後2	夜間	午前	午後1	午後2

改正後						改正前					
		9時～12時	0時10分～ 3時10分	3時20分～ 6時20分	6時30分～ 9時30分			9時～12時	0時10分～ 3時10分	3時20分～ 6時20分	6時30分～ 9時30分
大体育室	6歳以上18歳未満の者（小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。）入学前の者を除き、18歳以上の高校生（高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）に在学する者をいう。以下同じ。）を含む。）					大体育室	6歳以上18歳未満の者（小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。）入学前の者を除き、18歳以上の高校生（高等学校（中等教育学校の後				
練習場			150円	150円	150円	練習場			150円	150円	150円
武道室1						武道室1					
武道室2						武道室2					
研修室1						研修室1					
研修室2						研修室2					

改正後							改正前						
	18歳以上の者(高校生を除く。)	300円	300円	300円	300円		18歳以上の者(高校生を除く。)	300円	300円	300円	300円		
弓道場	12歳以上18歳未満の者（小学生（小学校に在学する者をいう。以下同じ。）を除き、18歳以上の高校生を含む。）	1人1回3時間まで			150円		12歳以上18歳未満の者（小学生（小学校に在学する者をいう。以下同じ。）を除き、18歳以上の高校生を含む。）	1人1回3時間まで			150円		
	18歳以上の者(高校生を除く。)	1人1回3時間まで			300円		18歳以上の者(高校生を除く。)	1人1回3時間まで			300円		
種別		基本料金		超過料金			種別		基本料金		超過料金		
トレーニング室	12歳以上18歳未満の者(小学生を除き、18歳以上の高校生を含む。)	1人1回3時間まで		超過時間30分までごとに			12歳以上18歳未満の者(小学生を除き、18歳以上の高校生を含む。)	1人1回3時間まで		超過時間30分までごとに			
	18歳以上の者(高校生を除く。)	1人1回3時間まで		超過時間30分までごとに			18歳以上の者(高校生を除く。)	1人1回3時間まで		超過時間30分までごとに			

改正後					改正前				
2 ホール利用料					2 ホール利用料				
(1) 施設利用料					(1) 施設利用料				
種別		金額							
		午前	午後	夜間	全日				
		9時～12時	1時～ 4時30分	5時30分～ 9時30分	9時～ 9時30分				
ホール	入場料を徴収しない場合	79,440円	120,490円	158,880円	322,870円				
	3,000円未満の入場料を徴収する場合	119,160円	180,680円	238,330円	484,300円				
	3,000円以上の入場料を徴収する場合	158,880円	240,980円	317,770円	645,840円				
楽屋 1		1,830円	2,750円	3,660円	7,330円	1,800円	2,700円	3,600円	7,200円
楽屋 2		1,830円	2,750円	3,660円	7,330円	1,800円	2,700円	3,600円	7,200円
楽屋 3		1,320円	2,030円	2,750円	5,500円	1,300円	2,000円	2,700円	5,400円
楽屋 4		1,320円	2,030円	2,750円	5,500円	1,300円	2,000円	2,700円	5,400円
楽屋 5		1,320円	2,030円	2,750円	5,500円	1,300円	2,000円	2,700円	5,400円

改正後					改正前						
樂屋 6	1,320円	2,030円	2,750円	5,500円	樂屋 6	1,300円	2,000円	2,700円	5,400円		
樂屋 7	710円	1,120円	1,520円	2,950円	樂屋 7	700円	1,100円	1,500円	2,900円		
樂屋 8	710円	1,120円	1,520円	2,950円	樂屋 8	700円	1,100円	1,500円	2,900円		
樂屋 9	710円	1,120円	1,520円	2,950円	樂屋 9	700円	1,100円	1,500円	2,900円		
樂屋 10	710円	1,120円	1,520円	2,950円	樂屋 10	700円	1,100円	1,500円	2,900円		
樂屋控室	1,520円	2,340円	3,150円	6,310円	樂屋控室	1,500円	2,300円	3,100円	6,200円		
リハーサル室	ホールの利用を伴う場合	8,040円	12,220円	16,090円	32,690円	リハーサル室	ホールの利用を伴う場合	7,900円	12,000円	15,800円	32,100円
	ホールの利用を伴わない場合	16,090円	24,440円	32,180円	65,380円		ホールの利用を伴わない場合	15,800円	24,000円	31,600円	64,200円
練習室 1	1,930円	2,340円	2,640円	6,210円	練習室 1	1,900円	2,300円	2,600円	6,100円		
練習室 2	1,420円	1,620円	1,930円	4,480円	練習室 2	1,400円	1,600円	1,900円	4,400円		
備考					備考						
1 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に利用するときは、規定利用料の2割増相当額(10円未満の端数は、切り捨てる。)とする。					1 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に利用するときは、規定利用料の2割増相当額とする。						
2 午前、午後又は夜間の利用時間の区分を超えて利用する場合の施設利用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額(10円未満の端数は、切り捨てる。)にその超えて利用する時間(1時間に満たないときは、これを1時間とする。)を乗じて得た額とする。					2 午前、午後又は夜間の利用時間の区分を超えて利用する場合の施設利用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額(10円未満の端数は、切り捨てる。)にその超えて利用する時間(1時間に満たないときは、これを1時間とする。)を乗じて得た額とする。						

改正後	改正前																		
<p>ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の施設利用料は、無料とする。</p> <p>(1) 午前0時から午前9時まで 夜間の規定利用料（前項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額。以下この項において同じ。）の 45分の 10</p> <p>(2) 午前9時から正午まで 午前の規定利用料の 30 分の 10</p> <p>(3) 正午から午後4時30分まで 午後の規定利用料の 35 分の 10</p> <p>(4) 午後4時30分から午後12時まで 夜間の規定利用料の 45 分の 10</p>	<p>ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の施設利用料は、無料とする。</p> <p>(1) 午前0時から午前9時まで 夜間の規定利用料(前項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額。以下この項において同じ。)の 45分の 10</p> <p>(2) 午前9時から正午まで 午前の規定利用料の 30 分の 10</p> <p>(3) 正午から午後4時30分まで 午後の規定利用料の 35 分の 10</p> <p>(4) 午後4時30分から午後12時まで 夜間の規定利用料の 45 分の 10</p>																		
<p>(2) 設備利用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種別</th><th style="text-align: center;">単位</th><th style="text-align: center;">金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ピアノ</td><td>1台 1回</td><td style="text-align: right;"><u>15,270円</u></td></tr> <tr> <td>その他設備</td><td>1台、1式、1列、1脚、1本、1個、1枚、1張、1双、1キロワットその他1単位 1回</td><td style="text-align: right;"><u>20,370円</u></td></tr> </tbody> </table>	種別	単位	金額	ピアノ	1台 1回	<u>15,270円</u>	その他設備	1台、1式、1列、1脚、1本、1個、1枚、1張、1双、1キロワットその他1単位 1回	<u>20,370円</u>	<p>(2) 設備利用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種別</th><th style="text-align: center;">単位</th><th style="text-align: center;">金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ピアノ</td><td>1台 1回</td><td style="text-align: right;"><u>15,000円</u></td></tr> <tr> <td>その他設備</td><td>1台、1式、1列、1脚、1本、1個、1枚、1張、1双、1キロワットその他1単位 1回</td><td style="text-align: right;"><u>20,000円</u></td></tr> </tbody> </table>	種別	単位	金額	ピアノ	1台 1回	<u>15,000円</u>	その他設備	1台、1式、1列、1脚、1本、1個、1枚、1張、1双、1キロワットその他1単位 1回	<u>20,000円</u>
種別	単位	金額																	
ピアノ	1台 1回	<u>15,270円</u>																	
その他設備	1台、1式、1列、1脚、1本、1個、1枚、1張、1双、1キロワットその他1単位 1回	<u>20,370円</u>																	
種別	単位	金額																	
ピアノ	1台 1回	<u>15,000円</u>																	
その他設備	1台、1式、1列、1脚、1本、1個、1枚、1張、1双、1キロワットその他1単位 1回	<u>20,000円</u>																	
<p>備考</p> <p>1 本表においては、午前、午後及び夜間をそれぞれ1回として扱う。</p> <p>2 午前、午後又は夜間の利用時間の区分を超えて利用する場合の設備利用料の額は、その超えて利用する時間1時間（1時間に満たないときは、これを1時間とする。）につき、規定利用料の3割相当額（<u>10円未満の端数は、切り捨てる。</u>）とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の設備利用料は、無料とする。</p>	<p>備考</p> <p>1 本表においては、午前、午後及び夜間をそれぞれ1回として扱う。</p> <p>2 午前、午後又は夜間の利用時間の区分を超えて利用する場合の設備利用料の額は、その超えて利用する時間1時間（1時間に満たないときは、これを1時間とする。）につき、規定利用料の3割相当額とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の設備利用料は、無料とする。</p>																		

改正後					改正前				
種別	金額				種別	金額			
	午前	午後	夜間	全日		午前	午後	夜間	全日
		1時～ 4時30分	5時30分～ 9時30分	9時～ 9時30分			1時～ 4時30分	5時30分～ 9時30分	9時～ 9時30分
会議室1	2,240円	2,640円	3,050円	7,930円	会議室1	2,200円	2,600円	3,000円	7,800円
会議室2	2,240円	2,640円	3,050円	7,930円	会議室2	2,200円	2,600円	3,000円	7,800円
会議室3	2,240円	2,640円	3,050円	7,930円	会議室3	2,200円	2,600円	3,000円	7,800円
会議室4	2,240円	2,640円	3,050円	7,930円	会議室4	2,200円	2,600円	3,000円	7,800円
会議室5	1,620円	1,930円	2,240円	5,790円	会議室5	1,600円	1,900円	2,200円	5,700円
会議室6	1,620円	1,930円	2,240円	5,790円	会議室6	1,600円	1,900円	2,200円	5,700円
会議室7	1,620円	1,930円	2,240円	5,790円	会議室7	1,600円	1,900円	2,200円	5,700円
会議室8	1,420円	1,620円	1,930円	4,970円	会議室8	1,400円	1,600円	1,900円	4,900円
備考					備考				
1 土曜日、日曜日及び国民の祝日にに関する法律に規定する休日に利用するときは、規定利用料の2割増相当額(10円未満の端数は、切り捨てる。)とする。					1 土曜日、日曜日及び国民の祝日にに関する法律に規定する休日に利用するときは、規定利用料の2割増相当額とする。				
2 午前、午後又は夜間の利用時間の区分を超えて利用する場合の施設利					2 午前、午後又は夜間の利用時間の区分を超えて利用する場合の施設利				

改正後	改正前								
<p>用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額（10円未満の端数は、切り捨てる。）にその超えて利用する時間（1時間に満たないときは、これを1時間とする。）を乗じて得た額とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の施設利用料は、無料とする。</p> <p>(1) 午前0時から午前9時まで 夜間の規定利用料（前項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額。以下この項において同じ。）の45分の10 (2) 午前9時から正午まで 午前の規定利用料の30分の10 (3) 正午から午後4時30分まで 午後の規定利用料の35分の10 (4) 午後4時30分から午後12時まで 夜間の規定利用料の45分の10</p> <p>(2) 設備利用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">単位</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">1本、1台、1式、1脚その他1単位 1回</td><td style="text-align: right; padding: 5px;"><u>5,090円</u></td></tr> </tbody> </table>	単位	金額	1本、1台、1式、1脚その他1単位 1回	<u>5,090円</u>	<p>用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額（10円未満の端数は、切り捨てる。）にその超えて利用する時間（1時間に満たないときは、これを1時間とする。）を乗じて得た額とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の施設利用料は、無料とする。</p> <p>(1) 午前0時から午前9時まで 夜間の規定利用料（前項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額。以下この項において同じ。）の45分の10 (2) 午前9時から正午まで 午前の規定利用料の30分の10 (3) 正午から午後4時30分まで 午後の規定利用料の35分の10 (4) 午後4時30分から午後12時まで 夜間の規定利用料の45分の10</p> <p>(2) 設備利用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">単位</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">1本、1台、1式、1脚その他1単位 1回</td><td style="text-align: right; padding: 5px;"><u>5,000円</u></td></tr> </tbody> </table>	単位	金額	1本、1台、1式、1脚その他1単位 1回	<u>5,000円</u>
単位	金額								
1本、1台、1式、1脚その他1単位 1回	<u>5,090円</u>								
単位	金額								
1本、1台、1式、1脚その他1単位 1回	<u>5,000円</u>								
<p>備考</p> <p>1 本表においては、午前、午後及び夜間をそれぞれ1回として扱う。 2 午前、午後又は夜間の利用時間の区分を超えて利用する場合の設備利用料の額は、その超えて利用する時間1時間（1時間に満たないときは、これを1時間とする。）につき、規定利用料の3割相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当</p>	<p>備考</p> <p>1 本表においては、午前、午後及び夜間をそれぞれ1回として扱う。 2 午前、午後又は夜間の利用時間の区分を超えて利用する場合の設備利用料の額は、その超えて利用する時間1時間（1時間に満たないときは、これを1時間とする。）につき、規定利用料の3割相当額とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の</p>								

改正後	改正前
該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の設備利用料は、無料とする。	中間時間の設備利用料は、無料とする。